

大井町地域公共交通計画

【 骨子案 】

令和 3 年 3 月 23 日

大井町地域公共交通会議

【 目 次 】

頁

1	計画策定の目的と位置付け	1
2	地域公共交通を取り巻く課題	2
3	地域公共交通の構築に係る基本方針	7
4	計画の目標及び実施事業	11

参考資料編

5	地域内公共交通に関する現況調査	
6	町民の意向把握の実施	

1 計画策定の目的と位置付け

(1) 計画策定の目的

本町では、鉄道（JR御殿場線）、路線バス（富士急湘南バス株）及び高齢者や交通手段を持たない住民へのサービスとして巡回福祉バス「ふれあい悠悠」が運行している。

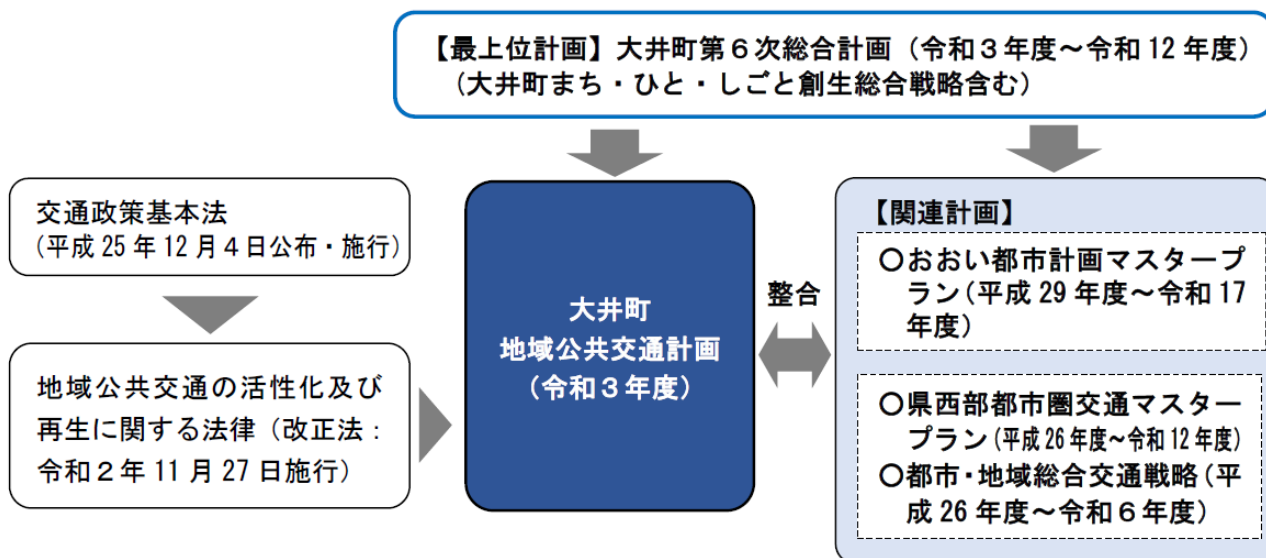
これら公共交通サービスのほか、社会福祉協議会で実施中の移送サービスなど多様な輸送資源が存在している。

人口減少や高齢化が進行する中で、相和地区における路線バスの減便や小・中学生の移動手段の確保、巡回福祉バスに代わる新たな公共交通システムの構築、さらには大井中央土地区画整理事業や未病改善拠点施設「未病バレー『BIOTOPIA』」など新たな人の流れに適應した交通網の形成などの課題を抱えている。

このことから、大井町にとって望ましい公共交通網のすがたを明らかにし、輸送資源の総動員により、地域旅客運送サービスの持続可能な提供を確保するため、「大井町地域公共交通会議」での協議を経て、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」（以下「活性化再生法」という。）に規定する「大井町地域公共交通計画」を策定する。

(2) 計画の位置付け

本計画は、活性化再生法第5条に規定する法定計画として、最上位計画である「大井町第6次総合計画」に即し、「おおい都市計画マスタープラン」等との整合を図り、総合的なまちづくりの一環として公共交通に係る事項を位置付ける計画とする。



(3) 計画区域

本計画の区域は、大井町全域とする。ただし、広域交通圏における連携を強化・充実するため、隣接市町についても検討の対象に含める。

(4) 計画期間

本計画の計画期間は、令和4年度から令和8年度まで5年間とする。

なお、計画の期間内においても、今後の社会情勢などの変化や関連計画の見直しなどに適應するよう必要に応じて計画の見直し・修正を行う。

2 地域公共交通を取り巻く課題

地域特性や公共交通の現状分析に加え、町民や交通事業者等へアンケート・ヒアリングを実施し、地域公共交通を取り巻く課題について次のように整理する。

- ①高齢者・障がい者及び児童・生徒等交通弱者への対応
- ②家族等による送迎の負担の軽減
- ③公共交通同士の接続と広域アクセスの改善
- ④過度な車利用の抑制と地域の輸送資源の維持

① 高齢者・障がい者及び児童・生徒等交通弱者への対応

本町の高齢者数は平成 22 年が 3,550 人に対し、令和 2 年が 4,841 人とこれまで増加していたものの、令和 7 年の目標人口は「大井町人口ビジョン（令和 2 年 11 月改訂）」によると、4,828 人と横ばい状態が予測されている。高齢化率は平成 22 年が 19.9%に対し、令和 2 年が 28.3%と増加し、令和 7 年には 28.5%と微増することが予測されており、伸び率は鈍化するものの、今後も高い水準を維持していくことが見込まれる《図 1・2 参照》。

障がい者数は平成 25 年が 661 人に対し、平成 29 年が 677 人と微増している。

町民アンケート調査では、15～19 歳や 20～29 歳、30～39 歳、70 歳以上で困り具合の割合が高くなっている。外出時に困る時の目的としては、買い物、通院、遊び・趣味・習い事等が高くなっている。外出時の行き先は高齢になるほど、町内での移動割合が高くなっている《図 3～6 参照》。

地区別ヒアリングでは、「高齢者ほど車が必要で、歩いて移動出来ないため、車を使わざるを得ない」、「今は自転車を使って、買物しているが、これから先は不安」、「高齢になると、バス停まで行くのが大変」といった意見が寄せられている。

以上のことから、高齢者・障がい者及び児童・生徒等の交通弱者が、通勤、通学、通院、買い物及び公共施設の利用等といった日常生活及び社会生活に不可欠な移動手段を確保することが必要である。

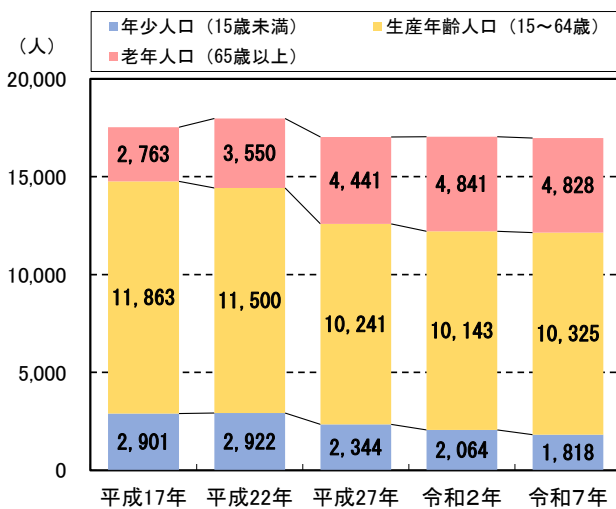


図 1：年齢3区分別人口の推移

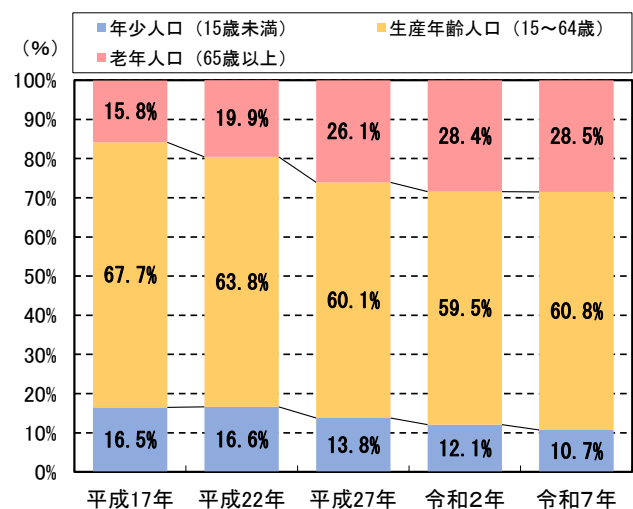


図 2：年齢3区分別構成比の推移

出典：平成 12 年～平成 27 年は国勢調査、令和 2 年は住民基本台帳（1 月 1 日現在）、令和 7 年は「大井町人口ビジョン（令和 2 年 11 月改訂）」

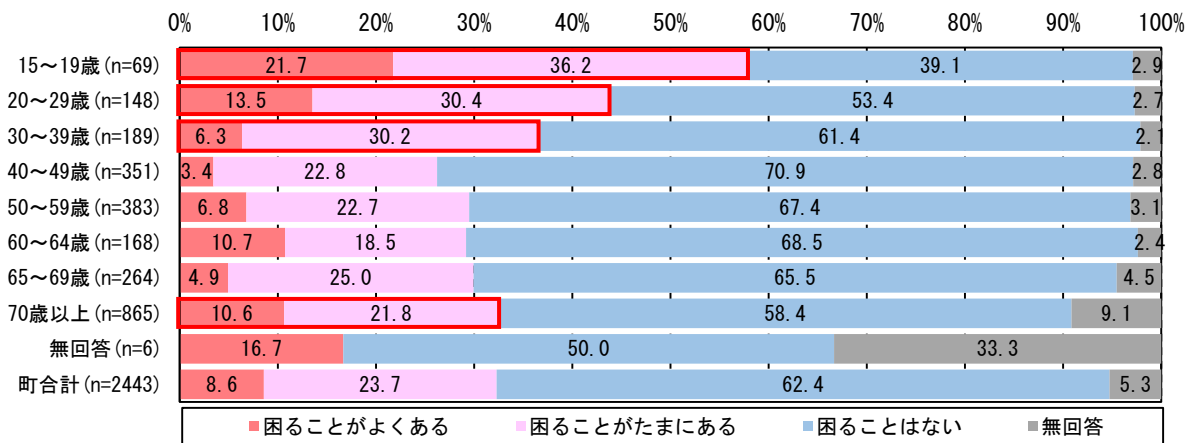


図3：年齢別外出する際の困ることの有無

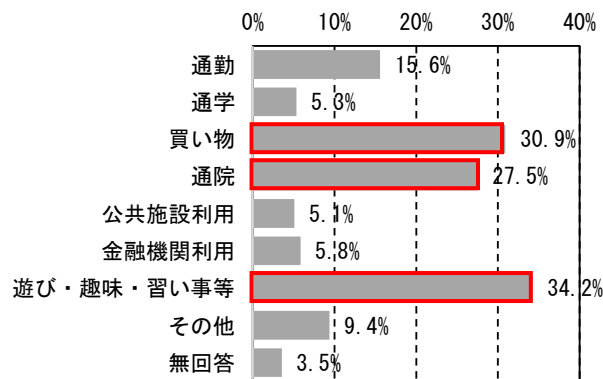


図4：外出時に困る時の目的

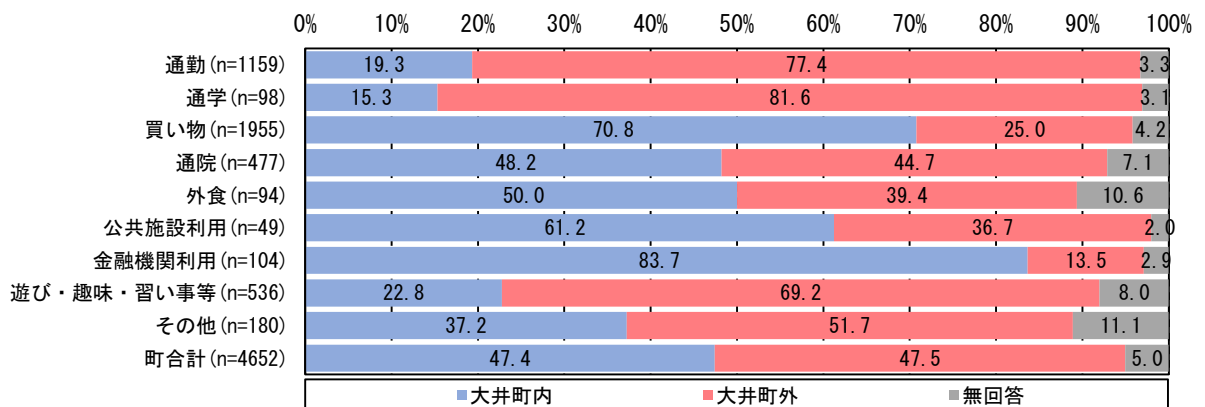


図5：外出目的別行き先

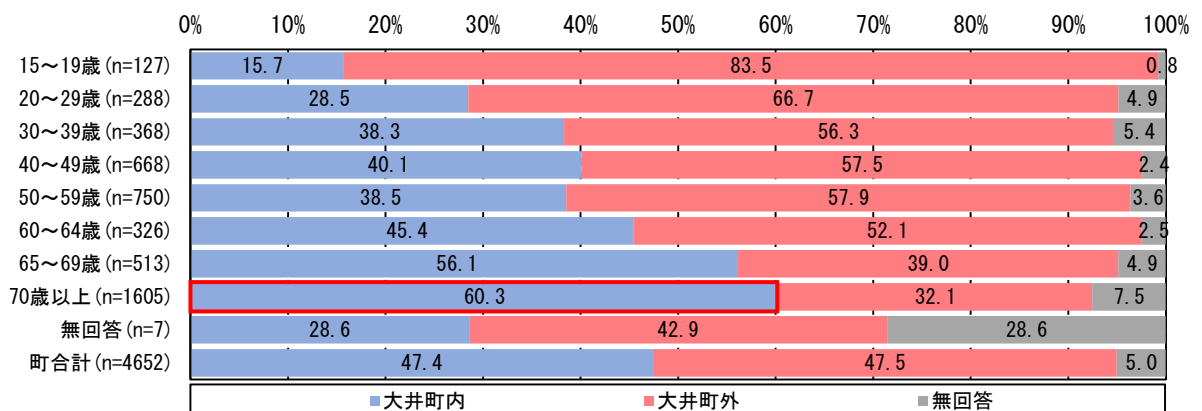


図6：年齢別行き先

※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計として必ずしも100%にならない
n = 回答数

② 家族等による送迎の負担の軽減

町民アンケート調査では、外出時の交通手段は「自分で車を運転」が58.7%と最も多くなっている。「家族等による送迎」の割合は7.9%を占めており、年齢別に見ると、15～19歳や70歳以上でその割合が他の年代と比較して高くなっている《図7参照》。

自動車運転免許有無別に見ると、「家族等による送迎」の割合は自動車運転免許が無い方が25.1%、運転免許返納済の方が41.0%と、運転免許を持っていない方で高くなっている《図8参照》。

以上のことから、若年層や高齢者、自動車運転免許を持っていない方といった交通弱者の移動手段を確保し、家族等による送迎の負担を軽減する必要がある。

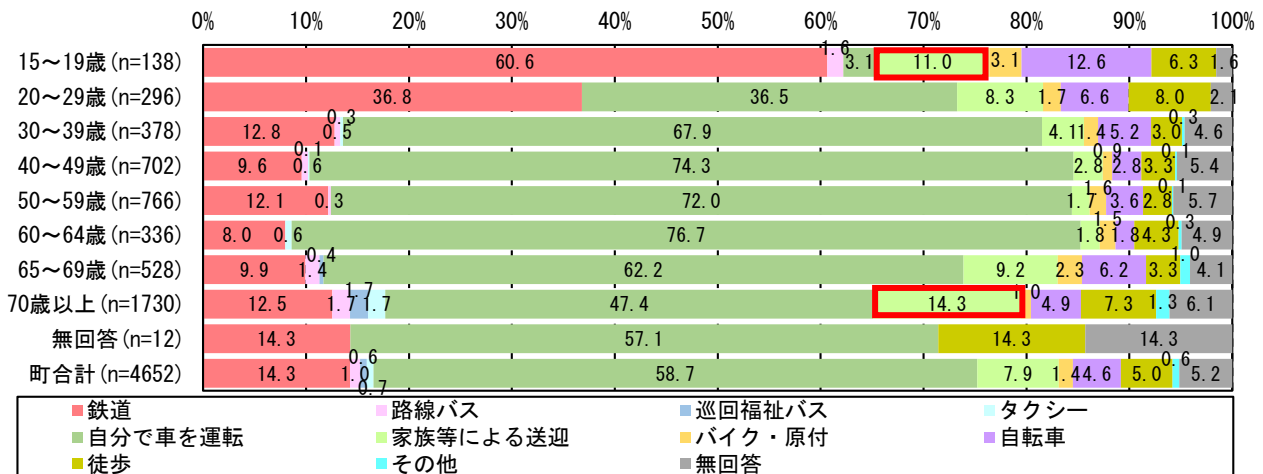


図7：外出時の年齢別主な交通手段

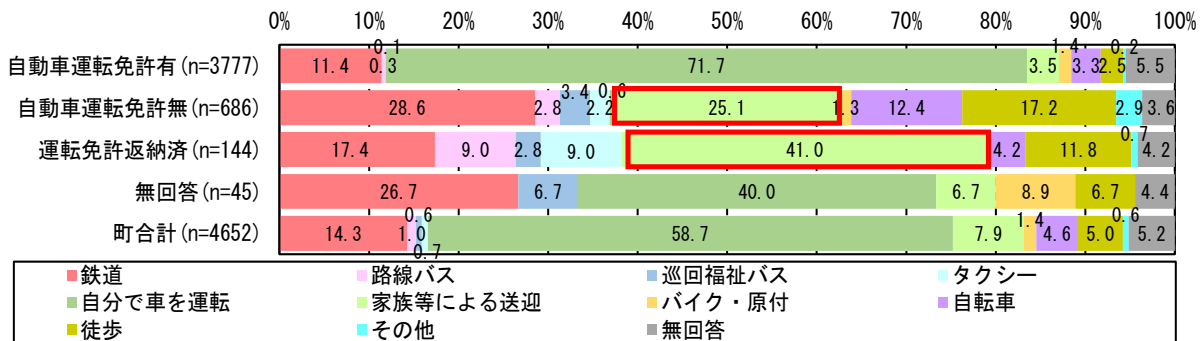


図8：外出時の自動車運転免許有無別主な交通手段

③公共交通同士の接続と広域アクセスの改善

本町内の公共交通機関は鉄道、路線バス、巡回福祉バス、タクシー及び高速バスの他、移送サービスや民間企業送迎バスといった多様な輸送資源が運行されている。しかしながら、路線バスは新松田駅を起点としたネットワークで、町民の主な目的地である商業施設や公共施設、医療機関等は大井町役場周辺や国道 255 号沿線に立地しているため、地域によっては新松田駅での乗換えが必要となっている。また、現在、新たな住宅開発事業や都市計画道路・金子開成和田河原線等の整備が進んでいる。

町民アンケート調査では、通勤、通学、通院、遊び・趣味・習い事等で、町外への移動の割合が高く、公共交通機関が運行した場合の行き先として、第 1 位：新松田駅 (1,002 件)、第 5 位：開成駅 (313 件) と町外への鉄道ニーズが高くなっている。また、路線バス利用者で、他の交通機関との乗り継ぎに対する不満度が 35.5% と高くなっている《図 9、10 参照》。

令和元年度公共交通利用者アンケート調査では、路線バス利用者の最終目的地は町外（小田原市、松田町等）が約 9 割と多く、町外への移動やニーズが高いことが分かった。

以上のことから、現在運行中の公共交通機関全体の満足度を高めるため、公共交通同士の接続を強化するとともに、まちづくりの進捗に合わせた新たな移動に対応しつつ、町外への広域アクセスの改善が必要である。

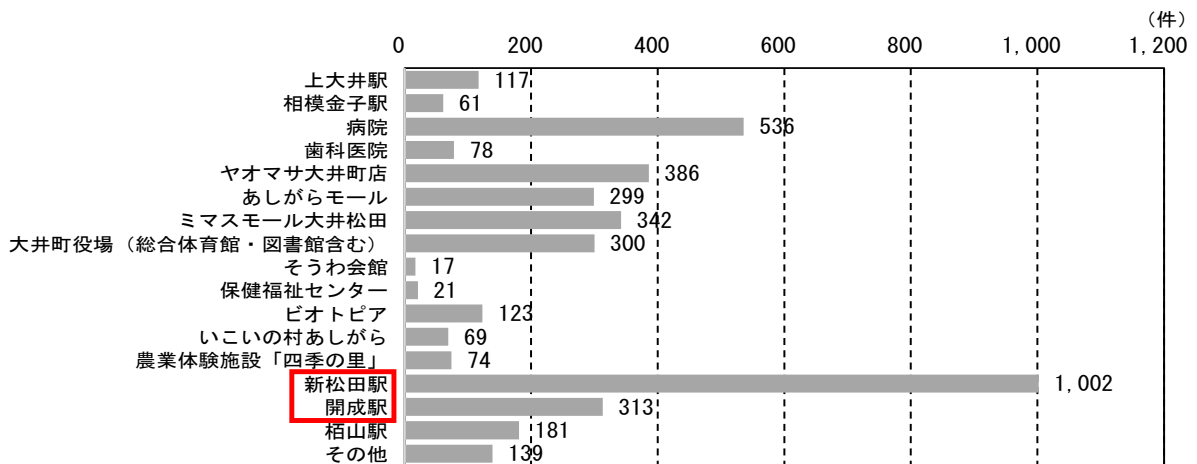


図 9：公共交通機関が運行した場合に行きたい場所

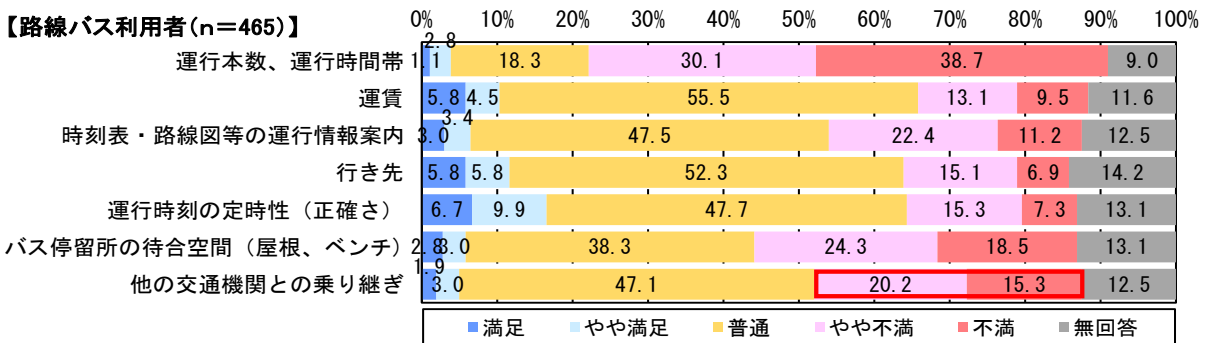


図 10：路線バスの運行サービスに対する満足度

④過度な車利用の抑制と地域の輸送資源の維持

平成 30 年東京都市圏パーソントリップ調査によると、代表交通手段分担率は、周辺 5 町と比較して、鉄道・バスは 10.7%と低く、自動車は 65%と高く、自動車依存度が高くなっている《図 11 参照》。

地区別ヒアリングでは、「将来の移動に対する不安を抱えながら、現在は車や自転車で移動している」、「今運転に対し不安だけど、仕方なく車で移動している」といった意見が寄せられている。

一方で、交通事業者アンケート調査では、路線バス、タクシー事業者でコロナ禍による業績悪化や乗務員不足（タクシー）が指摘されている。

以上のことから、過度な車利用の抑制を図りつつ、町内で運行中の多様な輸送資源や目的地となる施設（店舗、病院、観光施設等）との連携といった地域資源の総動員により、持続性の確保が必要である。

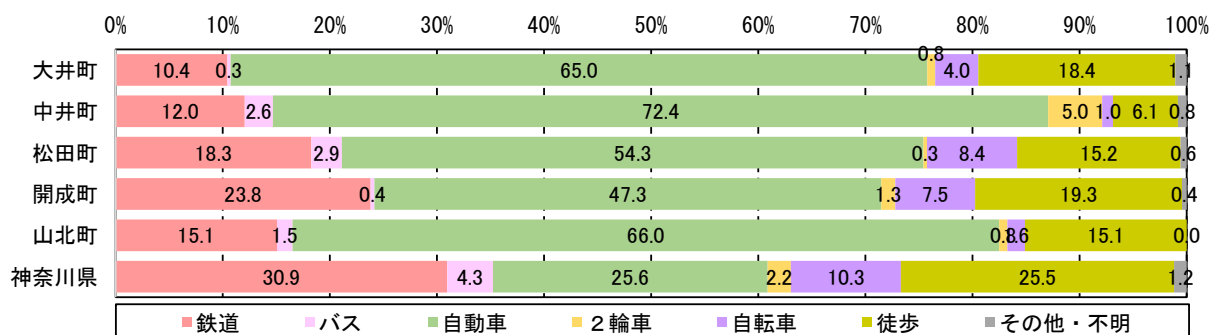


図 11：平成 30 年代表交通手段分担率（出典：東京都市圏パーソントリップ調査）

3 地域公共交通の構築に係る基本方針

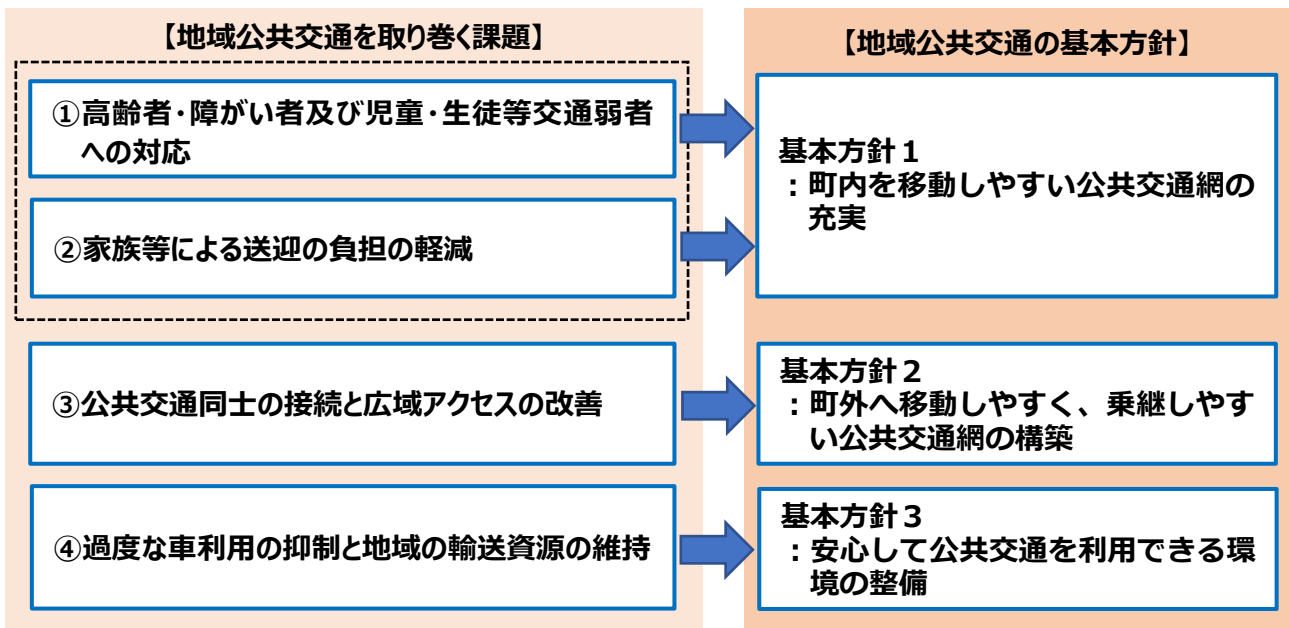
(1) 地域公共交通の構築に係る基本方針

上位計画である「大井町第6次総合計画」では、「みんなでつなぐ大井の未来」をまちづくりの目標として掲げている。

「大井町地域公共交通計画」は、上位計画が目指すまちづくりの目標の実現及び地域公共交通を取り巻く課題を解決するため、次の3つの基本方針を設定する。

【大井町における地域公共交通の基本理念】

**未来へつなごう！
みんなが気軽に利用できるまち**



基本方針①：町内を移動しやすい公共交通網の充実

- 新たな公共交通システムを導入し、既存の路線バスやタクシーとの役割分担を明確化することで、町の輸送資源の総動員を図る。
- 既存公共交通を補完するよう、社会福祉協議会で実施中の移送サービスとの連携や、地域の助け合いによる互助輸送サービスの仕組みづくりの支援体制の構築により、町内を移動しやすい公共交通網を充実する。

基本方針②：町外へ移動しやすく、乗継しやすい公共交通網の構築

- 町外へ移動可能な JR 御殿場線や高速バス、路線バスの利便性向上を図る。
- 新たな住宅開発事業や都市計画道路・金子開成和田河原線の整備といったまちづくりの進捗に合わせてながら、周辺自治体と連携・協力により、町外へ移動しやすい公共交通網を構築する。
- 乗継ぎに対する負担が最小限となるよう、交通結節点での乗継環境（待合環境、ダイヤ、料金、乗継案内等）の整備により、各公共交通機関同士の接続強化を図る。

基本方針③：安心して公共交通を利用できる環境の整備

- 公共交通利用に対する情報発信を行い、町民意識の醸成や、分かりにくさによる不安の解消により、利用促進を図る。
- 目的地となる施設（店舗、病院、観光施設等）との連携により、持続性を確保する。

（２）公共交通網のあり方

１）公共交通の基本的な考え方

本町の公共交通ネットワークの方向性は、既存の公共交通網を有効に活用し、次の観点から利便性向上と効率的な運行を目指した公共交通網の構築を目指す。

- ①既存公共交通機関や補完公共交通及び新たな公共交通システムとの役割分担の明確化
- ②地域の輸送資源の組合せによる輸送効率の向上の実現
- ③交通結節点の機能強化による公共交通機関同士の相互連携の実現
- ④目的地となる施設等との連携による公共交通の実現

2) 各公共交通機関のあり方

本町の地形は丘陵部地域と平坦部地域に二分しており、目的地・外出パターンに合った直行性を追求した公共交通網では、路線長が長大となるため、利便性や効率性などの低下が懸念される。

そのため、各公共交通機関が提供するサービスの特徴を最大限に発揮し、適切な役割分担のもと緊密に連携しながら、利便性向上と効率的な運行を目指した公共交通網を構築する。

表 各公共交通機関の機能分担

分類		交通機関	位置付け・役割
幹線	広域公共交通	鉄道、高速バス	・都市間を連絡し、広域的な移動を担う交通
	地域間公共交通	路線バス	・小田原市や松田町など周辺都市の各地や、町内各地を結ぶ移動を担う交通
支線	地域内公共交通	新たな公共交通システム (現行：巡回福祉バス)	・主に地域内（一部新松田駅）の移動と交通不便地域の解消を担う交通
面的公共交通		タクシー	・ドア・ツー・ドアの少量個別輸送を担う移動手段で、個別のニーズに機動的や柔軟に対応可能な交通
補完公共交通（特定の利用者等の移動を担う交通）		移送サービス（社会福祉協議会）、互助輸送サービス、民間企業送迎バス	・病院や買物、自動車学校等特定の利用者等の移動を担う交通

3) 交通結節点のあり方

効率的で効果的な地域公共交通網を構築する上で、交通結節点は、幹線、支線、補完公共交通の接続性を高める重要な役割を担うため、情報提供、乗継ぎ負担の軽減などを考慮する必要がある。

交通結節点(町内)は、幹線と支線の乗継ぎが可能な場所で、「県西部都市圏交通マスタープラン」の公共交通ネットワーク概念図で「地域拠点」に、「おおい都市マスタープラン」の将来都市構造で「生活交流拠点」に位置付けられている「大井町役場周辺」とする。

また、広域交通結節点(町外)として、路線バスの起終点で、町民の移動やニーズが高い「新松田駅」とする。

- ①新たな公共交通システムの導入による丘陵部地域と平坦部地域、新松田駅とのアクセス強化
- ②交通結節点（大井町役場周辺、新松田駅）での機能強化
- ③周辺自治体との連携・協力による広域アクセス（新松田駅、小田原駅・国府津駅）の強化
- ④既存公共交通を補完する移送サービス、互助輸送サービスによる移動手段の確保

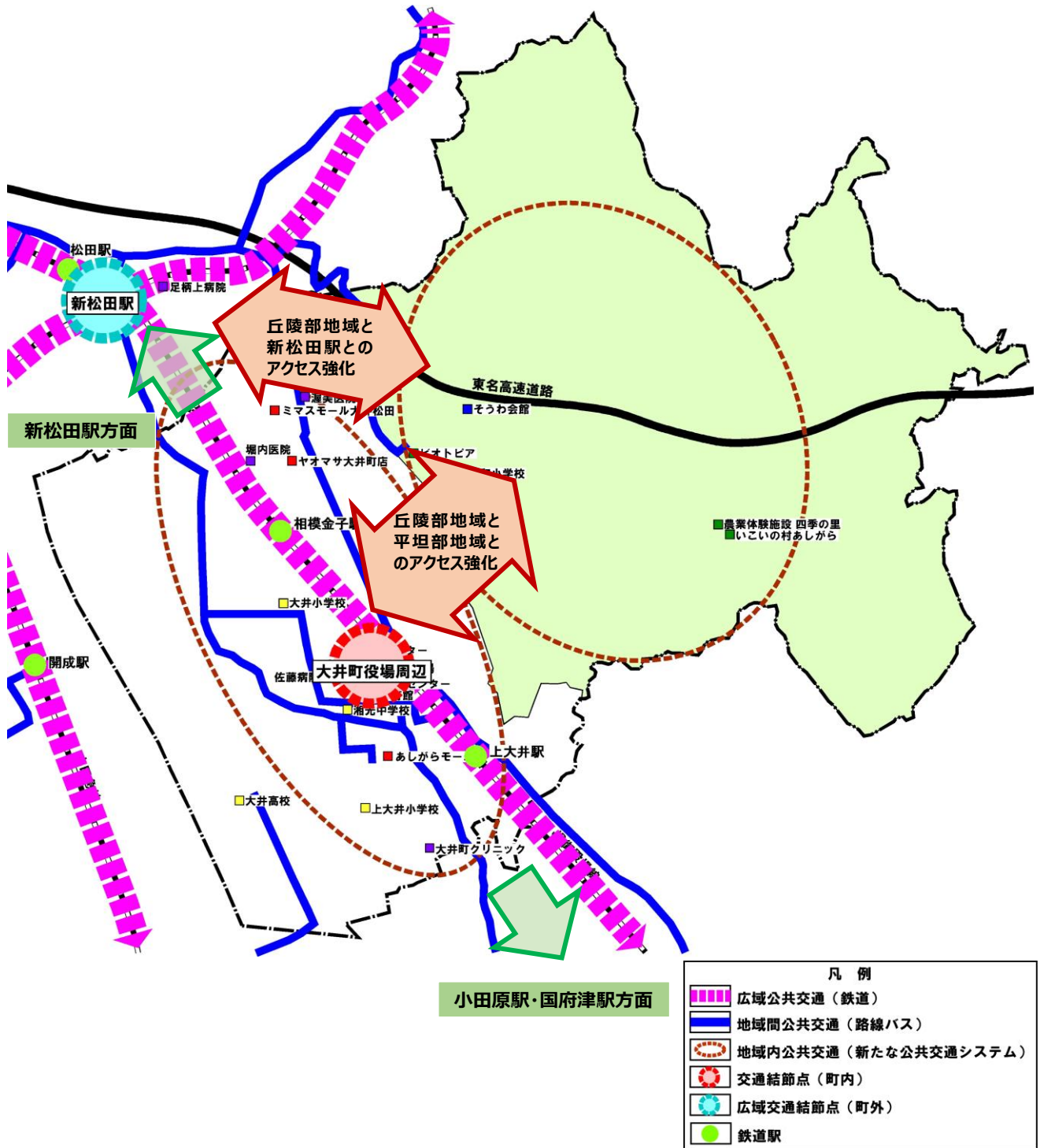
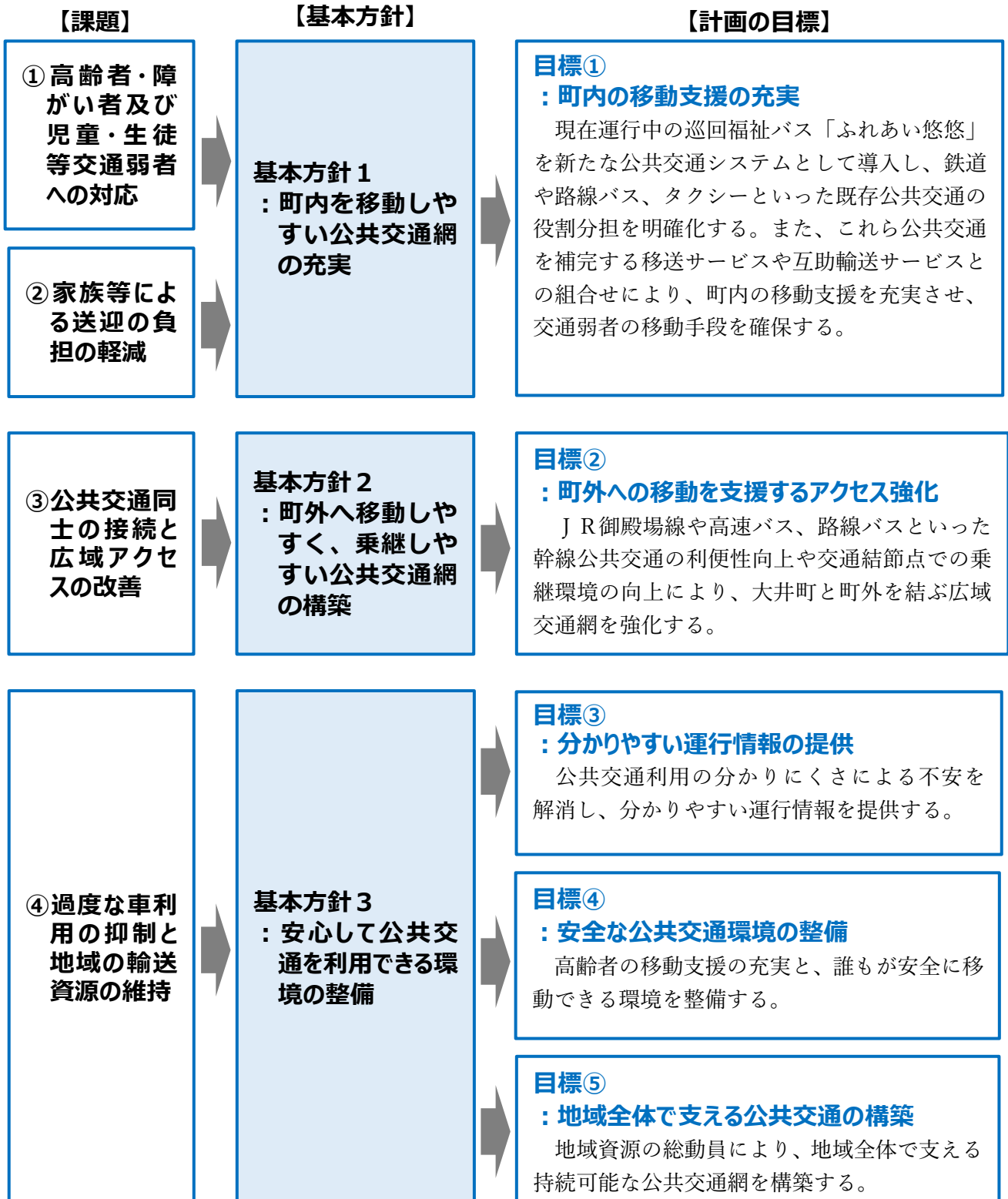


図 公共交通骨格形成イメージ図

4 計画の目標及び実施事業

(1) 計画の目標

3つの「地域公共交通の基本方針」を実現するため、達成すべき計画の目標を下記のとおり定める。



(2) 実施事業

5つの「計画の目標」の実現に向けて、下記のとおり事業を実施する。

計画の目標	実施事業（案）
目標① ：町内の移動支援の充実	《事業1》 新たな公共交通システムの導入 《事業2》 互助輸送サービスの仕組みづくりの構築 《事業3》 移送サービスの充実 《事業4》 タクシーの利用促進
目標② ：町外への移動を支援するアクセス強化	《事業5》 J R御殿場線の利便性向上 《事業6》 高速バスの利用促進 《事業7》 路線バスの利便性向上 《事業8》 まちづくりの進捗に合わせた公共交通網の再編 《事業9》 交通結節点の機能強化
目標③ ：分かりやすい運行情報の提供	《事業10》 公共交通マップの作成・配布 《事業11》 おでかけモデルプランの作成・配布
目標④ ：安心な公共交通環境の整備	《事業12》 利用しやすい車両の導入促進 《事業13》 運転免許自主返納等のための高齢者の移動支援 《事業14》 新型コロナウイルス感染症等予防の対策及び周知
目標⑤ ：地域全体で支える公共交通の構築	《事業15》 商業施設等との連携サービスの導入 《事業16》 運転手の確保策の実施

- (3) 実施事業の概要 ※現段階での事務局案で今後事業者・関係団体と協議・調整を行う
 実施事業について、目標ごとに事業概要や実施主体を整理する。

目標①：町内の移動支援の充実

事業名	事業概要
事業1：新たな公共交通システムの導入	<p>現行の巡回福祉バス「ふれあい悠悠」については、路線バスとの役割分担を図りながら、対象者を全ての方に拡大し、運行ルート、ダイヤ、運行日、運賃等のサービスの見直しを行い、令和3年度から実証運行（運賃：無料）を開始する。</p> <p>実証実験に当たっては、町ホームページや広報誌、チラシ配布等周知を徹底するとともに、町民に分かりやすい車両の工夫やバス停の設置により、認知度を高めるための取組みを展開する。</p> <p>令和4年度以降には、令和3年度の実証運行結果を踏まえ、運賃の有料化を行う。また、利用実績等を踏まえ、現行の運行方式（定時定路線型、バス車両）だけでなく、乗合タクシー（ワンボックス車両等）やデマンド型交通等新たな運行方式についても検討する。</p> <p>【実施主体】 町、交通事業者</p>
事業2：互助輸送サービスの仕組みづくりの構築	<p>多様化する移動ニーズに対応できるよう、地域の助け合いによる互助輸送サービスの仕組みづくりの支援体制を構築し、町や地域との役割分担を明確化した上で、きめ細やかな公共交通サービスの充実を図る。</p> <p>【実施主体】 町、地域</p>
事業3：移送サービスの充実	<p>既存の公共交通を補完する役割を担うよう、社会福祉協議会で実施中の移送サービス事業や移動販売車「くるまつくん」、買物ツアーといった事業について、サービス内容の充実を図る。</p> <p>【実施主体】 町、社会福祉協議会</p>
事業4：タクシーの利用促進	<p>タクシーの利用促進に向けて、町ホームページや「公共交通マップ」等により、タクシーサービスの周知や情報提供を図る。</p> <p>【実施主体】 町、タクシー事業者</p>

目標②：町外への移動を支援するアクセス強化

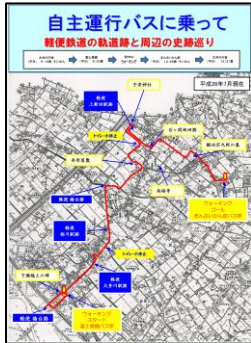
事業名	事業概要
事業5：JR御殿場線の利便性向上	御殿場線利活用推進協議会を通じて、交通系ICカードの跨り問題や輸送力増強、駅施設（トイレ等）の改善といった要望活動を継続的に実施し、利便性向上を図る。 【実施主体】 鉄道事業者、神奈川県、町
事業6：高速バスの利用促進	高速バスの利用促進に向けて、町ホームページや「公共交通マップ」等により、高速バスサービスの周知や情報提供を図る。 【実施主体】 町、バス事業者
事業7：路線バスの利便性向上	町内で運行中の路線バスについて、バス事業者は通学や通院、買い物等の実態に即したルートやダイヤについて、町や関連企業と協議・調整しながら、見直しを行い、利便性の向上を図る。 【実施主体】 バス事業者、町、関連企業、近隣市町
事業8：まちづくりの進捗に合わせた公共交通網の再編	新たな住宅開発事業や都市計画道路・金子開成和田河原線の整備といったまちづくりの進捗に合わせながら、公共交通網の再編についてバス事業者と協議・調整を図る。 【実施主体】 バス事業者、町、近隣市町
事業9：交通結節点の機能強化	交通結節点において、乗り場での行き先表示の情報提供の改善や、各交通機関の乗継案内、待合空間の整備について充実を図るとともに、乗継抵抗の軽減に資するよう、乗継時間の短縮や運賃の割引について検討する。 【実施主体】 町、交通事業者

目標③：分かりやすい運行情報の提供

事業名	事業概要
事業10：公共交通マップの作成・配布	町民や来訪者へ公共交通の運行内容を分かりやすく伝えて利用促進を図るため、各公共交通機関のダイヤ、運賃等を網羅したサービス内容や、社会福祉協議会で実施中の移送サービスを盛り込んだ「公共交通マップ」を作成・配布し、随時更新する。 【実施主体】 町、交通事業者
事業11：おでかけモデルプランの作成・配布	公共交通に乗り慣れていない町民や観光客に対して、安心かつ抵抗なく公共交通を利用できるよう、公共交通を利用した「おでかけモデルプラン」を作成し、町ホームページへの掲載等により需要の掘り起こしを図る。 また、社会福祉協議会と連携し、「おでかけモデルプラン」を基にしたお出かけツアーを開催する。 【実施主体】 町、交通事業者、社会福祉協議会、企業

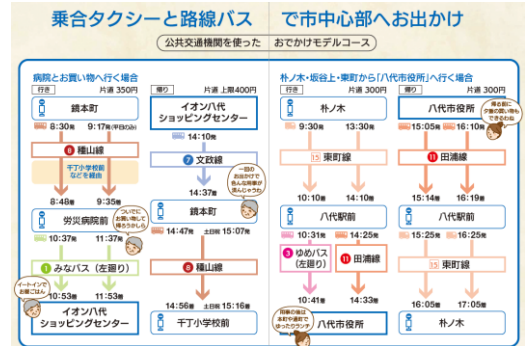
【事例】おでかけモデルプラン
《静岡県焼津市》

自主運行バスの利用促進を図るため、市ホームページ上で「軽便鉄道の軌道跡と周辺の史跡巡り」などテーマごとにルートやダイヤ等を整理したプランを掲載。



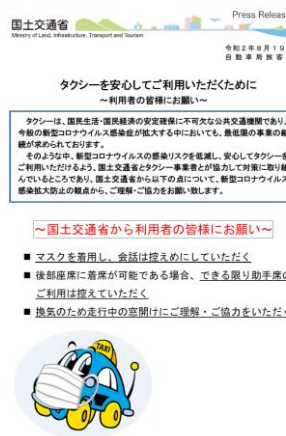
《熊本県八代市》

公共交通マップや公共交通の使い方について地域ごとに「おでかけモデルコース」を市ホームページ上に掲載。



目標④：安全な公共交通環境の整備

事業名	事業概要
事業 12: 利用しやすい車両の導入促進	路線バス、タクシー車両について国や神奈川県補助制度を活用し、乗降りが容易なノンステップバスやユニバーサルデザインタクシー等、誰でも利用しやすい車両の導入を促進する。 【実施主体】 町、神奈川県、交通事業者
事業 13: 運転免許自主返納等のための高齢者の移動支援	高齢者の交通事故防止と公共交通の利用促進を図るため、神奈川県で実施中の「高齢者運転免許自主返納サポート」について、町ホームページや広報紙、「公共交通マップ」等の情報媒体を活用したPR活動を積極的に行う。 【実施主体】 町、警察署、交通事業者
事業 14: 新型コロナウイルス感染症等予防の対策及び周知	公共交通事業者（鉄道、バス及びタクシー事業者）は、「新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン」に基づく、様々な感染症対策の取組を継続的に実施するとともに、これらの情報を周知し、利用者の安全な利用を促進する。 【実施主体】 町、交通事業者



▲鉄道・バス・タクシー事業者の新型コロナウイルス感染症対策の利用者向けポスター・案内

目標⑤：地域全体で支える公共交通の構築

事業名	事業概要
事業 15：商業施設等との連携サービスの導入	<p>まちの賑わいの創出を促すため、店舗、病院、観光施設等といった目的地となる施設と連携し、公共交通の利用に付加価値を付けた割引サービスや企画切符等連携サービスを導入する（帰りの路線バスきっぷの進呈、公共交通利用者へのポイントサービス等）。</p> <p>【実施主体】 町、交通事業者、店舗等</p>
事業 16：運転手の確保策の実施	<p>バス・タクシー事業者では、ホームページなどで運転手の求人を継続的に求めているものの、運転手確保に苦慮している状況のため、多様な主体が連携した合同就職面接・企業説明会や、バスやタクシー運転手に特化した就職イベントの開催等、運転手の確保策を検討し、実施する。</p> <p>【実施主体】 交通事業者、バス・タクシー協会、町、ハローワーク</p>

(4) 事業推進に向けた実施体制

前項で掲げた事業の円滑な推進に当たっては、地域公共交通を支える「町民」、「交通事業者」、「行政」の三者がそれぞれの役割を認識し、連携を強化しながら、持続可能な地域公共交通の確保に努める。

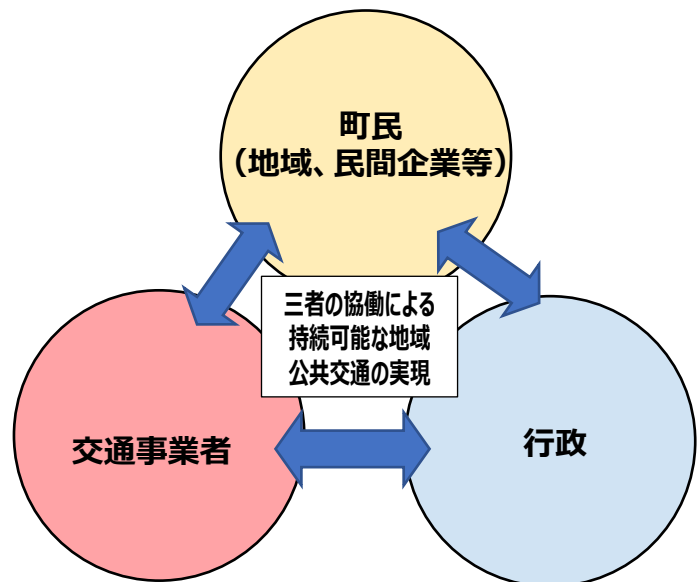


図 町民・交通事業者・行政の役割分担

①町民（地域、民間企業等）

町民は公共交通の利用者として、利用促進に関する取組への主体的な参画により、公共交通の利便性の向上と持続可能性に協力する。

また、移動の目的地となる施設（民間企業等）は公共交通の利用促進に協力する。

- 積極的な公共交通の利用及びその呼び掛け
- 利用促進に向けた取組への参加
- 地域ニーズについての情報提供、アンケート調査等への協力

②交通事業者

提供する旅客の運送に関するサービスの質の向上と利用を容易にするための情報の提供及びその充実に努める。

- 安全で快適な公共交通サービスの提供
- 利用者や地域の意見を踏まえたサービスの改善
- 交通施策に対する専門的な知見の提供や提案
- 利用者へのきめ細やかな情報提供
- 停留所・車両をはじめとする交通関連施設等の整備推進

③行政

限られた輸送資源の中で効率的な運行となるように、公共交通事業者等その他の関係者と協力し、相互に密接な連携を図りつつ、主体的に持続可能な地域公共交通に取り組む。

- 公共交通事業者、地域、その他関係団体との総合調整
- 公共交通に関する情報提供及び利用促進に関する意識の醸成
- 公共交通に関するアンケート調査等によるニーズ把握
- 道路・鉄道駅周辺施設等の環境整備
- 利用状況や財政状況を見極めた上での、路線再編の検討